

令和8年度三川町園芸等生産向上推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の発展的な経営活動及び農家所得の向上に資するため、三川町に住所を有し、町内において露地・施設園芸等によって所得拡大を図る農業者、農業法人等(以下「農業者等」という。)に対し、予算の範囲内で三川町園芸等生産向上推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則(昭和38年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる者は、農業所得の拡大を図るため、露地・施設園芸等に取り組む農業者等とする。

2 補助金の交付対象となる項目(以下「支援項目」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は、別表のとおりとする。

3 前項の規定において補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の年間上限額)

第3条 補助金の年間上限額は、補助対象者1経営体あたり100万円とする。

2 当該年度に当該補助金のほか、令和8年度三川町瑞穂の郷づくり事業費補助金の交付を受ける場合においても、合算した補助金の年間上限額は、補助対象者1経営体あたり100万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、令和8年度三川町園芸等生産向上推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。なお、第2号及び第3号の書類については、園芸用ハウス整備の交付申請時のみ提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支計画書(様式第2号別紙1)
- (3) 園芸等向上推進事業に関する誓約書(様式第2号別紙2)
- (4) 収支予算書(様式第3号)
- (5) 町税の滞納がないことを証明する書類
- (6) その他町長が必要とする書類

2 補助対象者は、前項の申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 補助金の交付は、令和8年度三川町農政主要事業に係る審査会設置要綱に基づく審査会(以下、「審査会」という。)において厳正に審査し、審査会の意見を踏まえて町長が決定する。

2 町長は、支援項目を組み合わせる補助金を申請する場合において、適正な交付を行うため

に必要があると認めるときは、必要な指導又は修正を加えて補助金の交付を決定するものとする。

3 町長は、補助申請者が国及び県等の補助事業と併せて事業を実施する場合は、内容を精査し、国及び県等の補助事業で交付を受けた額を控除して当該補助金の交付を決定するものとする。

4 前項の規定において、補助申請者は、国及び県等の補助事業の申請書又は実績報告書を町長に提出するものとする。

(補助事業内容の変更・取下げ承認申請)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その内容を変更し、又は取下げしようとするときは、令和8年度三川町園芸等生産向上推進事業に係る事業変更承認及び同事業費補助金変更交付承認申請書(様式第4号)を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増又は補助金の額の2割を超える減を伴う変更以外の場合は、この限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和8年度三川町園芸等生産向上推進事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

(1) 事業実施状況報告書(様式第6号)

(2) 収支精算書(様式第3号)

(3) その他町長が必要とする書類

2 前項に規定する実績報告等の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は補助事業に対する補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助対象者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書の規定の適用を受けた補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その額(前項の規定により減額した補助対象者にあつては、その減じた額を上回る部分の額)を令和8年度三川町園芸等生産向上推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに町長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

5 前項の場合において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があつた日の翌年5月31日までに前項の消費税相当額報告書により町長に報告しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第8条 補助事業者は、当該補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

2 補助事業者は、当該補助事業に関する財産管理台帳(様式第8号)のほか、帳簿及び書類を備え、これを整理しておかななければならない。

3 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を当該支援事業完了日の属する年度の翌年度から7年間(整備施設等の処分制限期間)保存しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業により取得した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合においては、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

| 支援項目 | 補助対象経費 | 補助率 | 支援要件 |
|-----------------------|--|-----------------------|--|
| ①園芸用ハウス整備支援 | 園芸用ハウス整備に係る経費及び整備に係る資材費 | 1 / 2 以内 上限 50 万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通年又はそれに近い形で施設園芸等に取り組むものであること。 ・ 設置面積 50 坪以上であること。 ・ 設置後 3 年間、毎年栽培形態や収支状況等の報告を行うこと。 |
| ②作土深機械導入支援 | 作土深機械の導入に係る経費。 なお、償却残存期間が 3 年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。 | 1 / 2 以内 上限 25 万円 | |
| ③機械設備導入支援 (②非該当項目) | 作土深機械以外の機械・設備の導入に係る経費(草刈り機械及び汎用性の高い機械を除く)。 なお、償却残存期間が 3 年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。 | 3 / 10 以内 上限 50 万円 | |
| ④販路開拓支援 | 販売経路の開拓を目的とした活動に必要な経費(開拓先までの交通費・宿泊費、開拓先との交渉及び販売促進に係る消耗品費、会場借上料、借用料等)。 ただし、単なる物販を目的とする取り組みは対象外とする。 | 1 / 2 以内 上限 20 万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 名以上の団体で、多様な流通・販売経路を開拓し、町内農産物の販売等を促進するものであること。 ・ 提出書類 (申請時) 販路開拓計画書等 (実績報告時) 販路開拓先との協議記録、記録写真、領収書等 |

備考

補助金の交付決定は、申請内容(事業計画)が、当該事業の目的に即したものであるか、園芸等で所得を確保する計画となっているか、費用対効果等は適切か、等を総合的に判断し決定するものとする。